

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月30日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0282号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質問事項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	
2. 特記仕様書第10章3の関連工事に環境省による除染業務となっておりますが、施工範囲は除染がすべて完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
3. 特記仕様書第10章11の用地取得及び支障物件において、用地確保の一部未了と工事支障物件有が明記され、いずれの見込み時期も令和8年3月下旬となっておりますが、見込み時期より遅れが生じた場合は「工事一時中止に係るガイドライン」に基づいた事務手続きが適切に行われるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
4. 特記仕様書第10章13の交通誘導員の配置について、工事起終点に1名配置するところがありますが、上記以外で残土搬出先や流用土仮置き場で交通誘導員の配置が必要となる場合は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
5. 特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっておりますが、施工に際し新たに仮設工が必要となった場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
6. 特記仕様書第12章1の建設発生土の処理の搬出先は富岡町大字小良ヶ浜地内（L=2.0 km）となってますが、帰宅困難区域へ搬出するという理解でよろしいでしょうか。また、搬出作業は帰還困難区域内の特殊勤務手当との時間的制約の歩掛補正の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	

7. 特記仕様書第27章三者協議の対象工事となっておりませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
8. 本工事で施工する側溝からの流末処理は流量計算を伴う詳細設計が全て完了しているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
9. 工事箇所周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
10. 現地踏査の結果、施工範囲内に樹木があり伐採・処分が必要となりますが設計変更の対象になるという理解でよろしいでしょうか。その際、伐採搬出物の放射線量が高い場合の処置も設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
11. 用地取得未了の箇所には補償物件となる樹木は含まれておりますでしょうか。また、取得補償した立木の、売却のために切り揃える施工手間、仮置きに係る運搬等、それら処分までに生じた費用は変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
12. 残土搬出先や流用土仮置き場で敷鉄板等の仮設備が必要となる場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
13. 図面番号59/68の「L型擁壁工詳細図」内に天端カッター工が明記されていますが、L型擁壁工の工場出荷時には天端が切断されて切断部の防錆対策も施された見積となっているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
14. デリニエーター（土中建込式）を設置する設計となっていますが、別途発注工事で施工する歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工が完了するまでは施工できない（工事一部中止になる）という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
15. コンクリート構造物取壊しの設計数量に、測点No.8～No.25間の既設アスファルト舗装と既設排水工の撤去数量、No.28～No.38間のコンクリートたたきが含まれていませんが、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
16. 施工範囲（測点No.16～No.29間）の県道広野小高線は、一般車両の全面通行止めを行うことは可能でしょうか。ご教示願います。
17. 現地踏査の結果、測点No.27・No.32・No.38の近傍に建屋や物置がありますが、工事着手前には解体・撤去が完了し、いつでも速やかに工事に着手できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。

18. 測点No.58 は計画高が低く縦断勾配が凹形状となることから必然的に水が集まる箇所となります。本工事では車道及び歩道舗装を施工しないことから路盤上に滯水を発生させることが想定されます。滯水防止を目的とした仮排水等を施工する場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
19. 測点No.29～No.62 間に既設県道から施工箇所への仮設進入路が計画されていませんが、仮設進入路が必要となった場合は変更設計の対象となるという理解でよろしいでしょうか。その際、必要となる用地の確保は福島県工事請負契約約款第16条に基づき、発注者が確保するという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
20. 測点No.62 の13号暗渠工及び10-1種集水柵工が設計数量に計上されておらず、計画どおりに盛土工を施工した場合は手戻り工事となります。工事契約後に13号暗渠工及び10-1種集水柵工の施工について発注者から指示があるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
21. 現地踏査の結果、測点No.62付近に環境省深谷国有林の看板を確認しましたが、国有林伐採許可等の工事に必要な手続き等は完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
22. 終点の工区境に帰還困難区域が設定されています。測点No.62 断面での盛土高さは約2.0mの為、盛土を帰還困難区域側にスロープ状で摺り付けて工事を完成させるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
23. 本工事費内訳表頁0-0005 仮置き場へ運搬 ( $L=2.0\text{ km}$ ) となっていますが、仮置き場の詳細が分かる位置図など開示いただけますでしょうか。また、運搬した土砂は関連工事である0281号工事で使用するという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
24. 施工内訳表頁0-0070 施工第0-0018号表 防草板設置工(切土用)の諸雑費4%は労務費、材料費、賃料費、施工費のどちらに乗じると考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。
25. 施工内訳表頁0-0100 施工第0-0050号表 排水構造物工(U型側溝)は、本工事費内訳書表頁0-0031の縦排水工種となります。施工条件で縦排水補正の記載が見受けられません。縦排水補正の対象という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。

回 答 事 項

1. お見込みのとおりです。
2. お見込みのとおりです。
3. お見込みのとおりです。
4. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
6. 帰還困難区域外の民地を借地し、建設発生土を仮置きする予定であります。
7. お見込みのとおりです。
8. お見込みのとおりです。
9. 地元住民への説明会は実施済み。協力を得られるとの認識であります。
10. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
11. 用地取得未了箇所に補償物件となる樹木は含まれております。取得補償した立木の処分までに生じた費用は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
12. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
13. お見込みのとおりです。
14. 現在、歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工の予定はございません。
15. ご指摘のとおり、既設アスファルト舗装撤去、既設排水工の撤去、コンクリート撤去が未計上であるため、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」「suuryou001」「suuryou002」「zumen」を修正しましたので、ご確認をお願いします。
16. 片側交互通行での施工で考えております。
17. 特記仕様書のとおりです。

18. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
19. 仮設進入路については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。用地については、福島県工事請負契約約款第 16 条に基づき協議の対象とします。
20. お見込みのとおりです。
21. 本工事施工区間に国有林はありません。
22. 現地精査に基づき、工事受注者との協議により決定します。
23. 仮置場用地の位置については、契約後受注者に提示します。運搬した土砂については、関連工事である第 25-41370-0281 号工事で使用します。
24. 労務費に乗じてください。
25. 縦排水補正が未計上であったため、施工第 0-0050 号表について、電子閲覧システム 設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、ご確認をお願いします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。